

レター

社会医学会が戦争加担の道を歩まぬために

To prevent the Japanese Society for Social Medicine from taking the path to war

西山勝夫

NISHIYAMA Katsuo

滋賀医科大学社会医学講座衛生学部門

Division of Hygiene, Department of Social Medicine, Shiga University of Medical Science

1. はじめに

戦争加担の道を歩まぬためには不断の努力が必要である。

2014 年 7 月、防衛省が同年 5 月、強度試験中に不具合が起きた航空自衛隊輸送機の原因究明のため東大大学院教授に協力要請したところ、大学側が「軍事研究」を禁じた東大方針に反すると判断し拒否したが、防衛省は文部科学省を通じ東大に働き掛けを強め、方針変更を促す構えとの報道がなされた。今後軍事研究の圧力増強が懸念される。

『社会医学研究』（以下学会誌）では 31 巻 1 号（2014 年 1 月 25 日）に、軍事研究と思しき自衛官に関する原著と報告が掲載された。これに危惧を感じ、当時の編集委員長に質問メールを發したところ「研究対象が自衛隊員であろうと、それは日本人の一人。その健康度を検討する研究は、全て受け入れるべき。以降の問答ないし経過は、学会員に全て公開で、議論を」との返事だった。

そこで以下に私の主旨を述べ、戦争加担の道を歩まぬための意見交換に資したい。

2. 「軍事研究かどうか」を不問にしてよいか

軍事研究に加担しないという理念は会則に記されていないものの当然とされ、「研究の自由」や学会誌編集の自由もその範囲内とされてきたのではないかと。ところが、問題の原著と報告は自衛官を研究対象とし、自衛隊に依拠して行われたにも拘わらず、その点に関して不問とされた。これを放置すれば、前例となり、軍事研究への耐性は損なわれると危惧する。

3. 軍事的性格に関する検討項目

著者には以下の点が問われるべきではなかったか。

- ・戦争加担でないことを明示する配慮・考察
- ・自衛官の戦意高揚や自衛隊の戦力の強化・軍備増強と無縁であること。
- ・調査研究・公表の自由にかかわる契約（着想着手に至った経緯も含む）
- ・資金や対価

4. 「研究の自由」「日本人の健康度を検討する研究は全て受け入れるべき」の優先は、かつてのような道を歩む危険に繋がるのではないか。

日本国憲法は戦争放棄を明言している。

1950 年に日本学術会議は、「戦争を目的とする科学の研究には、今後絶対に従わない」という「固い決意を表明」している。

日本社会医学会の前身の社会医学研究会の創始者で初代表世話人であった曾田長宗は、「わが国の社会医学百年の歴史」を概観し「医学や医術の成果を、社会に適用するという一事を採っても、①国民や住民がそれを望んでいる事実に基づいて、その要望を充たそうとするのか、②“国の隆盛”のため、産業発展に必要とされる労働力を涵養し、国防に必要な健兵を育て上げるために、医学や医術の社会的利用を図るのか、その間には大きい相違がある」と述べている。

日本社会医学会は、以上を踏まえた自省をたえず行うことが必要である。

2014 年の社会医学会総会で、上述理念も盛り込んだ学会憲章の制定を提案したのも防衛省設置、「集団的自衛権の行使は憲法上許されない」という憲法 9 条の解釈の破棄、憲法 9 条改悪の画策のもとで、今回のような問題の再発を憂慮し、学会誌編集においても自省を願うからである。

（2015 年 4 月 5 日の理事会審議を受けて）

受付期日：2015/04/16

受理期日：2015/04/25

連絡先アドレス：katsunishi@outlook.com